

# 第2次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画（案）の概要について

## 計画策定の背景

- 海岸における良好な景観及び環境を保全するため、平成21年に「海岸漂着物処理推進法」が施行され、翌年には「海岸漂着物を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定された。
- 県では平成23年に「秋田県海岸漂着物対策推進地域計画」（第1次計画）を策定し、海岸漂着物等の回収処理・発生抑制対策を実施してきたが、依然として多くのごみが県内の海岸に漂着し、海岸機能の低下や生態系等を含めた環境・景観の悪化をもたらしており、継続的な取組が必要である。

## 計画の趣旨と期間

- 関係者の役割分担・相互協力を図りつつ、海岸漂着物等対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な考え方や施策等を定めるもの
- 根拠法令：海岸漂着物処理推進法第14条第1項
- 計画期間：平成28年度から32年度までの5年間

## 対策の内容

### ①海岸漂着物等の回収処理対策

- 次の2つの観点から海岸漂着物等の回収処理対策を重点的に推進する海岸区域（重点区域）を設定する。
  - ・海岸漂着物等に起因する影響が深刻な地域
  - ・海岸管理者や市町村等の関係者が連携協力し、海岸漂着物等の回収処理対策を推進しようとする意向がある地域
- 各重点区域海岸において、海岸管理者や地元市町村が連携して、民間団体や地域住民の協力を得ながら、海岸漂着物等の回収処理対策に取り組む。

### ②海岸漂着物等の発生抑制対策、普及啓発

- 市街地の散乱ごみが、道路側溝や河川を經由して海へ流出した後、海岸へ漂着するものも多いため、海岸部だけでなく、内陸部も含めた発生抑制対策を推進する。

## 計画のフォローアップと事業評価

- 海岸管理者、関係地方公共団体、民間団体、地域住民及び関係する国の機関で構成する「秋田県海岸漂着物対策推進協議会」において、事業の実施状況を確認・評価しながら、計画の推進を図る。

重点区域(案)一覧図

